

生徒・保護者の皆様へ

2019年4月から

県立高校における自動二輪車等の指導が変わります

<指導の目的>

高校生の命を守り、充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指す

<ポイント>

- ① 自動二輪車等の「三ない運動（免許取得・購入・乗車は禁止）」は廃止
- ② 自動二輪車等の免許取得・購入・運転を希望する生徒及びその保護者は、学校に書面で届け出る
- ③ 届出後、学校は面談等を実施し、交通社会の一員となる自覚や高校生としての本分、保護者の責任などについて共通認識を図る
- ④ 届出た生徒は交通安全講習を受講する
- ⑤ 通学での利用に関してはこれまでと変わらず、特別な事情がある場合のみ許可

※自動二輪車等とは「原動機付自転車」及び「自動二輪車」を指します。

<変更の経緯>

- 昭和50年代 高校生の自動二輪車等による暴走行為や交通事故死傷者数が増加
- 昭和56年 2月 自動二輪車等の「三ない運動」開始
※ その後30年以上経過し、暴走行為や交通事故死傷者数は大幅に減少、選挙権年齢の引下げなど高校生を取り巻く社会環境が変化
- 平成28年 12月 「高校生の自動二輪車等の交通安全に関する検討委員会」を設置
- 平成30年 2月 委員会報告書において、「三ない運動」に代わる新たな指導と交通安全教育の充実が求められた

生徒の皆様へ

自動二輪車等に乗車すると、交通事故の危険性が生じます。万一交通事故に遭うと、高校生活にも支障をきたします。

免許の取得を希望する場合は、まずは保護者の方とよく話し合ってください。

高校生として、交通社会の一員としての自覚を持ち、交通ルールや交通マナーを守り、自他の命を尊重しましょう。

保護者の皆様へ

自動二輪車等に乗車すると、交通事故の危険性や高校生活に支障をきたす可能性が生じます。

お子さんが自動二輪車等の免許の取得を希望する場合には、まずはその必要性や乗車による危険性などについて御家庭で十分に話し合った上で、学校に連絡するようお願いします。

※ 詳しくは、学校へお問い合わせください。

